

平成 20 年版 楽学宅建

【法改正のお知らせ】

平成 20 年 8 月 4 日
 (株)住宅新報社 法律・資格図書編集部
 TEL. 03-3504-0361

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P229 下から 3 行目	(3) 事業用借地権	(3) 事業用定期借地権
P229 下から 2 行目	10 年以上 20 年以下	10 年以上 50 年未満
P230 上から 1 行目～4 行目を次の文に差し替える	③ 存続期間 10 年以上 30 年未満の事業用定期借地権は、(i) 契約の更新がなく、(ii) 建物再築による期間 20 年の延長がなく、(iii) 建物買取請求権も当然にない。 ④ 存続期間 30 年以上 50 年未満の事業用定期借地権は、(i) 契約の更新がないという特約が有効になる、(ii) 建物再築による期間 20 年の延長がないという特約が有効になる、(iii) 建物買取請求権もないという特約が有効になる。 ⑤ 公正証書で契約しなければならない。	
P230 表中、事業用借地権を次の表に差し替える		事業用定期借地権
	存続期間	10 年以上 50 年未満
	契約の更新	10 年以上 30 年未満→なし 30 年以上 50 年未満→更新しないという特約が有効
	建物再築による 20 年の期間延長	10 年以上 30 年未満→なし 30 年以上 50 年未満→延長しないという特約が有効
	建物買取請求権	10 年以上 30 年未満→なし 30 年以上 50 年未満→買取請求できないという特約が有効
	契約方式	公正証書で行う
P523 上から 12 行目	土地・住宅とも 3%だ。	土地・住宅とも 3%だ。住宅以外の建物は 4%となる。